

○国土交通省令第四十四号

道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)第一条第一項第一号の規定に基づき、道路運送法施行規則の一部を改正する省令

令和五年五月十九日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

道路運送法施行規則の一部を改正する省令

道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(地方的な路線の基準)

第六十七条 道路運送法施行令第一条第一項第一号の国土交通省令で定める地方的な路線の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- 一 法第四条第一項の規定による事業の許可、法第十五条第一項の規定による事業計画の変更(路線の新設に係るものに限る。)の認可、法第三十五条第一項の規定による事業の管理の委託及び受託の許可、法第三十六条第一項の規定による事業の譲渡及び譲受の認可、同条第二項の規定による法人の合併若しくは分割の認可、法第三十七条第一項の規定による事業の継続の認可 申請に係る路線に係る事業用自動車の総数が七百両未満(同一の申請書により申請されている互いに接続する路線にあつては、これらの路線に係る事業用自動車の総数の合計が七百両未満)であること。

二 (略)

- 三 法第九条第一項の規定による運賃等の上限の設定又は変更の認可(事業の許可に伴うものを除く。) 申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる路線に係る事業用自動車の総数が七百両未満(同一の申請書による申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる路線が互いに接続する場合には、これらの路線に係る事業用自動車の総数の合計が七百両未満)であること。

- 四 法第二十二條の二第一項の規定による安全管理規程の設定若しくは変更の届出の受理、法第二十二條の二第三項の規定による安全管理規程の変更の命令、法第二十二條の二第五項の規定による安全統括管理者の選任若しくは解任の届出の受理、法第二十二條の二第七項の規定による安全統括管理者の解任の命令、法第二十七條第四項の規定による命令、法第三十一条の規定による事業改善の命令又は法第四十条の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消し 当該届出、命令又は許可の取消しに係る路線に係る事業用自動車の総数が七百両未満(互いに接続する路線にあつては、これらの路線に係る事業用自動車の総数の合計が七百両未満)であること。

2 (略)

五 (略)

(地方的な路線の基準)

第六十七条 道路運送法施行令第一条第一項第一号の国土交通省令で定める地方的な路線の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- 一 法第四条第一項の規定による事業の許可、法第十五条第一項の規定による事業計画の変更(路線の新設に係るものに限る。)の認可、法第三十五条第一項の規定による事業の管理の委託及び受託の許可、法第三十六条第一項の規定による事業の譲渡及び譲受の認可、同条第二項の規定による法人の合併若しくは分割の認可、法第三十七条第一項の規定による事業の継続の認可 申請に係る路線の長さが二百キロメートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数が百両未満(同一の申請書により申請されている互いに接続する路線にあつては、これらの路線の長さの合計が二百キロメートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数の合計が百両未満)であること。

二 (略)

- 三 法第九条第一項の規定による運賃等の上限の設定又は変更の認可(事業の許可に伴うものを除く。) 申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる路線に係る事業用自動車の総数が百五十両未満(同一の申請書による申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる路線が互いに接続する場合には、これらの路線に係る事業用自動車の総数の合計が百五十両未満)であること。

- 四 法第二十二條の二第一項の規定による安全管理規程の設定若しくは変更の届出の受理、法第二十二條の二第三項の規定による安全管理規程の変更の命令、法第二十二條の二第五項の規定による安全統括管理者の選任若しくは解任の届出の受理、法第二十二條の二第七項の規定による安全統括管理者の解任の命令、法第二十七條第四項の規定による命令、法第三十一条の規定による事業改善の命令又は法第四十条の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消し 当該届出、命令又は許可の取消しに係る路線の長さが、二百キロメートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数が百両未満(互いに接続する路線にあつては、これらの路線の長さの合計が二百キロメートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数の合計が百両未満)であること。

2 (略)

五 (略)

第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第34条の4関係)

(表)

8センチメートル

第 号

道路運送法第43条の3第1号及び第2号の規定による業務に従事する
適正化事業指導員の身分証明書

3センチメートル

写

4センチメートル

真

氏 名

年 月 日生

年 月 日交付

〇〇運輸局長指定

旅客自動車運送適正化事業実施機関 印

名 称

6センチメートル

(裏)

道路運送法抜粋

第43条の3 適正化機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「適正化事業」という。）を行うものとする。

- (1) 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し旅客自動車運送事業者（前条第一項の指定に係る種別の旅客自動車運送事業を経営する者に限る。以下この節において同じ。）に対する指導を行うこと。
- (2) 旅客自動車運送事業者以外の者の旅客自動車運送事業（前条第一項の指定に係る種別のものに限る。以下この節において同じ。）を経営する行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。

道路運送法施行規則抜粋

第34条の4

3 適正化事業指導員は、適正化事業指導業務を行うに当たっては、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に国土交通大臣に対してされたこの省令による改正前の道路運送法施行規則（次項において「旧規則」という。）第六十七条第一号又は第三号に掲げる許可又は認可の申請であつて、この省令の施行の際、許可又は認可をすることがどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

3 この省令の施行前にされた旧規則第六十七条第一号又は第四号に掲げる許可、認可又は命令（この省令の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされたものを含む。以下この項において「許可等」という。）で、この省令の施行の日において許可等に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行後におけるこの省令による改正後の道路運送法施行規則（以下この項において「新規則」という。）の適用については、新規則の相当規定によりされた許可等とみなす。

4 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書及び証票は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。